

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁規発第109号、丁交企発第139号  
丁交指発第36号  
令和元年11月12日  
警察庁交通局交通規制課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

### キッズゾーン創設に伴う交通安全の確保について

本年6月18日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定されたところであるが、同対策において、地域ぐるみで子供を見守るための対策等の一つとして、キッズゾーンの創設が掲げられた。これを受け、11月12日、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、子ども家庭局保育課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から、各都道府県担当部(局)長等宛に別添のとおり「キッズ・ゾーンの設定の推進について(依頼)」が通知されたことから、各都道府県警察にあってはキッズゾーンにおける交通安全対策を下記のとおり推進されたい。

### 記

#### 1 キッズゾーンの設定

キッズゾーンは保育所、地域型保育事業所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む。)、児童発達支援(医療型を含む。))事業所(以下「保育所等」という。))が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として市町村保育担当部局が設定することとなっている。

市町村保育担当部局が、管轄内の保育所等の周囲にキッズゾーンを設定するにあたっては、対象の保育所等、道路管理者、都道府県警察等と協議をすることとなっていることから、設定に協力するとともに、園児の交通安全を確保する上で必要な意見を申し入れること。

#### 2 キッズゾーン内における対策等

##### (1) 必要な交通規制の検討

ア キッズゾーン内における生活道路では、スクールゾーンと同様に一方通行、大型通行禁止、一時停止等の交通規制を検討するとともに、路側帯の設置等を強化すること。

なお、園外活動の日時が通学路の登下校のように明確に決まっている場合は、必要により歩行者用道路の実施について検討すること。

イ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の対策として、ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等を推進していくことから、緊急安全点検の結果も踏まえ、キッズゾーン

におけるゾーン30の整備を検討すること。

(2) 交通安全施設等の整備

市町村等が整備するキッズゾーンの路面表示等に合わせ、道路標識・標示の高輝度化等、交通安全施設等の整備を行うとともに、園外活動で横断する信号機の歩車分離化や横断秒数等の見直しを検討すること。

(3) 重点的な交通指導取締り

運転手に対し、園児の保護に資する指導を重点的に行い、悪質・危険な違反行為については、適切に検挙措置をとること。

また、交通実態に即して可搬式速度違反自動取締装置を活用し、速度取締りを実施すること。

なお、キッズゾーン内の違反駐車は、園児の安全に支障を来たす原因の一つとなるため、違反駐車対策も実施すること。

(4) 交通安全教育の実施

園児が交通ルールや交通マナー等、安全に道路を通行するために必要な知識・技能を習得できるよう、保育所等、保護者、交通ボランティア等と連携し、交通安全教育を推進すること。

3 推進上の留意事項

(1) 関係機関・団体との連携

保育所等における園児の交通安全を確保する取組については、関係機関・団体と連携の上、必要な助言、協力を行うこと。

(2) 広報活動の強化

ホームページや各種広報紙等を活用し、キッズゾーンの趣旨及び設定箇所等の周知に協力すること。

(3) 効果的な街頭活動の実施

交通指導取締り等の街頭活動は、園児の安全確保のため園外活動時間帯に合わせて実施するよう配慮すること。